

青森県報

第二千八百八十二号

平成十五年六月四日(水曜日)

目次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一

字の区域及び名称の変更……………(市 振興課) ……一

臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課) ……五

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……五

保安林の指定予定……………(林政課) ……五

保安林の指定施業要件の変更予定……………(同) ……五

公 告

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……六

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……六

出先機関

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……六

教育委員会

土地改良事業の工事の完了……………(北地方農林水産事務所) ……七

正 誤

教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(義務教育課) ……七

告 示

青森県告示第三百九十六号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

第五十四号を第五十五号とし、第二十九号から第五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 保育士登録証

青森県告示第三百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十五年六月二十三日からその効力を生ず

るものとする。

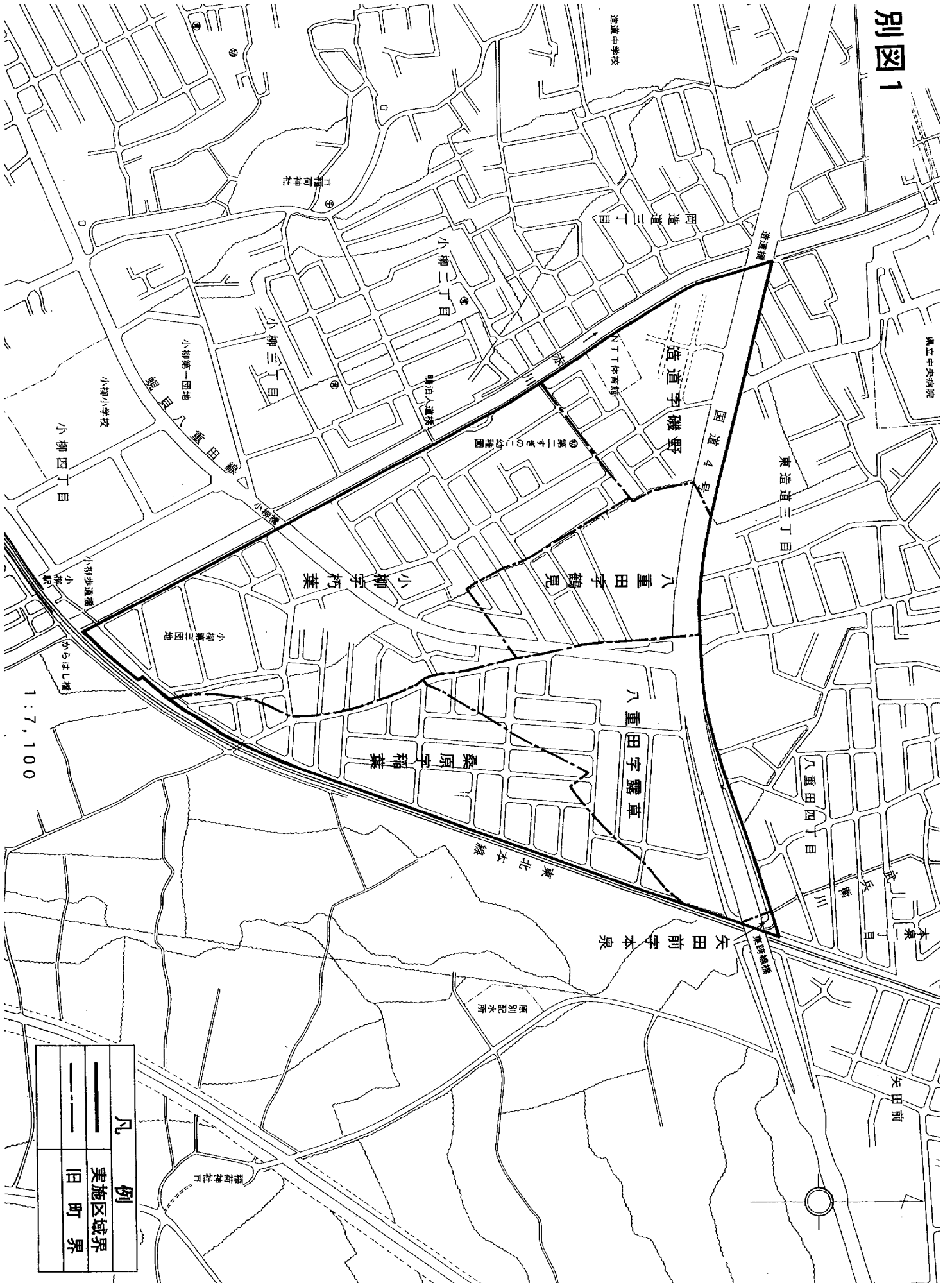
平成十五年六月四日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

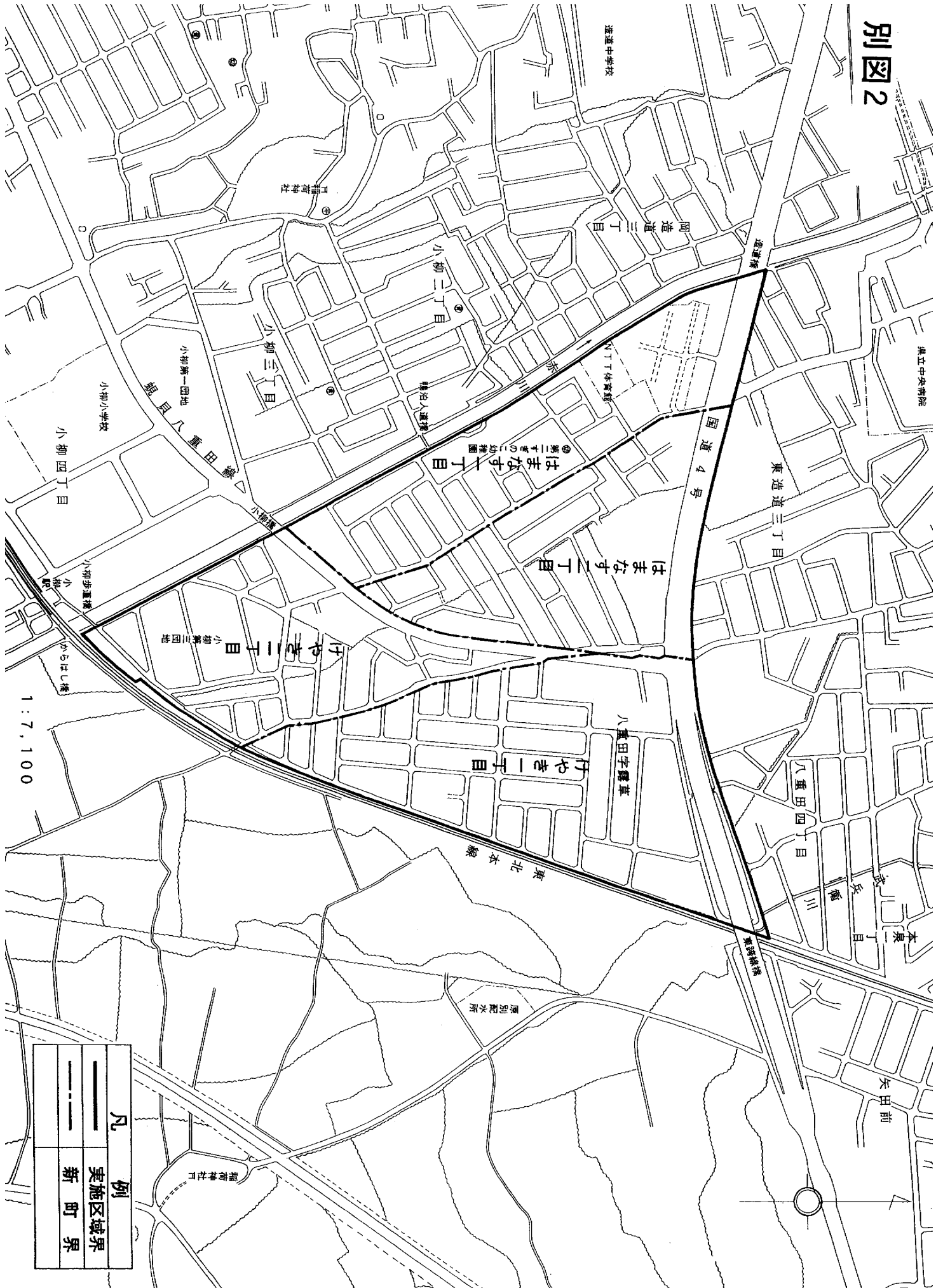
町 名	住 居 表 示 実 施 前 の 町 名 等
はまなす一丁目	大字小柳字朽葉の一部 大字造道字磯野の一部
はまなす二丁目	大字小柳字朽葉の一部 大字造道字磯野の一部 大字八重田字鶴草の一部 大字八重田字鶴草の一部
けやき一丁目	大字八重田字露草の一部 大字桑原字稲葉の一部 大字矢田前字本泉の一部
けやき二丁目	大字小柳字朽葉の一部 大字八重田字鶴草の一部 大字桑原字稲葉の一部

別図 1



凡 例	
——	実施区域界
- - - -	旧町界

別図2



凡例

	実施区域界
	新町界

1 : 7, 100

青森県告示第百九十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	二十四歳以下で雇用保険受給対象外の求職者	総合介護福祉科	三月	五人
青森県立弘前高等技術専門学校					五人
青森県立八戸工科学院					五人
青森県立木造高等技術専門学校					二〇人

青森県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑似別	頭数	発生の場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	上北郡上北町	平成十五年六月三日

青森県告示第四百号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中里町大字中里字袴腰山一の一・大字宮野沢字袴腰山一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字中里字袴腰山一の一・大字宮野沢字袴腰山一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び中里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年七月八日農林水産省告示第千三十七号、昭和五十五年七月二十一日

農林水産省告示第千百一十一号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び中里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成十五年五月二十七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業（二・二・七十二号広野第二公園）

三 事業施行期間

平成十五年六月四日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字大清水字上広野地内

2 使用の部分

なし

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成十五年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年六月四日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 齋金建設

二 氏名 齋藤 アキ

三 主たる営業所の所在地 青森市篠田一丁目二の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一一九七四号

五 取消年月日 平成十五年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年六月四日

北地方農林水産事務所長 齊 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事業完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一	金 木 町	平成一五・五・二〇
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一〇一	中 里 町	一五・五・二四
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一	中 里 町	一五・三・二五
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一〇一	中 里 町	一五・三・二七
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一〇二	中 里 町	一五・三・二六
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一〇三	中 里 町	一五・三・二七
十四年災農地災害復旧事業 三二一 一〇四	中 里 町	一五・三・二七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月四日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

別表（二）、（十四）及び（十五）を次のように改める。

(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	幼稚園・小学校・中学校教諭専修免許状		高等学校教諭専修免許状																												
	別表第3・別表第5	別表第3・別表第5	別表第5項の表第4号	別表第5項の表第5号																											
根拠規定	第11条・第16条	第11条・第16条	附則第4項	附則第4項																											
教 員 と し て の 在 職 年 数	3	3	5	1																											
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	15	15	10	10																											
教 科 に 関 す る 科 目 単 位 数			6	4																											
教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数			4	6																											
免 許 法 施 行 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第三欄 教育の基礎理論に関する科目</td> <td>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教育課程の意義及び編成の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第四欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</td> <td>各教科の指導法</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>道徳の指導法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免 許 状 又 は 教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>				第三欄 教育の基礎理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2	3	教育課程の意義及び編成の方法				第四欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	各教科の指導法		1	2	道徳の指導法				特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				免 許 状 又 は 教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数	15	15	1	1
第三欄 教育の基礎理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2	3																											
	教育課程の意義及び編成の方法																														
第四欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	各教科の指導法		1	2																											
	道徳の指導法																														
	特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）																														
免 許 状 又 は 教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数	15	15	1	1																											
該 当 者	基 礎 資 格		旧教員養成諸学校等を卒業した者	旧大学令等による学位を有する者																											
備 考	所 持 免 許 状	幼稚園・小学校・中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状																												
		<p>(1) 教科に関する科目の単位の修得方法は、附表(2)により修得するものとする。 (2) 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科について修得するものとする。 (3) 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有する1種免許状の教科に示した教科に関する科目）又は同規則第6条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。</p>																													

(14) 養護教諭専修・1種・2種免許状

教員としての在職年数と修得単位を条件として養護教諭専修・1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法表の表による。

免 許 状 種 別	免 許 法 規 則	養護教諭専修免許状					養護教諭1種免許状					養護教諭2種免許状								
		別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条	別表第6条第17条			
養護	養護に関する科目	3	3	4	5	3	10	1	10	4	4	14	12	10	8	6	10	4	10	6
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）						1				1										1
学校保健																				
養護概説																				
健康相談活動の理論及び方法																				
栄養学（食品学を含む。）																				
解剖学及び生理学																				
「微生物学、免疫学、薬理概論」																				
精神保健																				
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		3	2	1	3	1	3	1	3	6	5	5	4	4	3	3	2	3	2	3
教職の意義及び教員の役割																				
教職の職務内容（研修、服装及び身分保																				
障等を含む。）																				
進路選択に資する各種の機会の提供等																				
教育の理念並びに教育に関する歴史及び																				
思想																				
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学		2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2
習の過程（障害のある幼児、児童及び生																				
徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）																				
教育に関する社会的、制度的又は経済的																				
事項																				
教育課程の意義及び編成の方法																				
道徳及び特別活動に関する内容																				
教育の方法及び技術（情報機器及び教材																				
の活用を含む。）																				
生徒指導の理論及び方法																				
教育相談（カウンセリングに関する基礎																				
的な知識を含む。）の理論及び方法																				
15		2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2
養護又は教職に関する科目単位数																				
養護																				
教育課程に関する科目																				
生徒指導及び教																				
育相談に関する																				
科目																				
養護又は教職に関する科目																				
養護又は教職に関する科目単位数																				
養護又は教職に関する科目単位数																				
養護又は教職に関する科目単位数																				
養護又は教職に関する科目単位数																				
養護又は教職に関する科目単位数																				

(1) 養護教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条に規定する養護に関する科目又は同規則第10条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
 (2) 養護に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

養護教諭1種免許状
 養護教諭2種免許状
 養護教諭免許状

高等学校（旧令による高等学校を含む。）を卒業し、保健師助産師看護師法による看護師免許を有する者又は旧看護師規則による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者

(15) 盲学校・聾学校・養護学校教諭専修、1種、2種免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修、1種又は2種免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免状の種類	免状の種類		盲学校・聾学校・養護学校教諭専修免許状	盲学校・聾学校・養護学校教諭1種免許状	29年改正法附則第17項 第18条	盲学校・聾学校・養護学校教諭2種免許状
	根拠規定	免状の種類				
教員としての在職年数	3	3	3	3	3	3
修得することを必要とする総単位数	15	15	6	6	4	6
特殊教育に関する科目単位数	15	15	6	4	4	6
免許法施行規則第7条に定める科目区分	第一欄	教育の基礎理論に関する科目	2	1	1	1
	第二欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	4	2	1	2
	第三欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	4	2	1	2
択	選	5	1	1	1	
所持免状	盲学校、聾学校又は養護学校教諭の1種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校教諭の2種免許状	29年改正法による改正前の免許法別表第1又は別表第7により授与された盲学校、聾学校又は養護学校教諭の2種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員としての在職年数を含むことができる。		
備考	(1) 2種免許状の授与を受けようとする場合の在職年数には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員としての在職年数を含むことができる。 (2) 特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ盲学校の教育、聾学校の教育又は養護学校の教育を中心として修得するものとする。 ただし、教育の基礎理論に関する科目については、免許の種類にかかわらず修得することができる。					

- 附 則
- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
 - 2 平成十六年三月三十一日までに、改正前の単位修得方法別表（二）、（十四）及び（十五）により単位の全部を修得した者の単位の修得方法は、従前の例による。

正
誤

人 事 課

平成 号外 第一 六号	発行 年月 日 発行 番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	課 に 必 要 に	正
規 則	第 二 四 号	七	下	七	に 必 要 に				

農 村 整 備 課

平成 二一 七八 号	発行 年月 日 発行 番号	区 分	ペ ー ジ	段	行	誤	正
出 先 機 関	七	四	下	上	中	〃 （農業 用排水 施設整 備事業 ）	〃 （農業 用排水 施設整 備事業 ）
						〃 （農業 用排水 施設整 備事業 ） （農道 整備事 業）	〃 （農業 用排水 施設整 備事業 ） （農道 整備事 業）
						四六 一〇 一	十四 年災 農業 用施 設災 害復 旧事 業 四六 一〇 一
						二 一〇 一	二 一〇 一

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭